

小規模作業所の移行促進のための定員要件の緩和について(案)

趣旨

- 小規模作業所の新体系サービスへの移行を促進するため、都道府県知事が一定の要件を満たすと認めた場合には、移行先である就労継続支援B型等の定員要件を20名から10名に緩和する。

具体的内容

【対象】

- ◎ 小規模作業所
地域活動支援センター

【定員要件を緩和する新体系サービス】

- ◎ 就労継続支援B型、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援

【緩和の要件】

- ◎ 都道府県知事が、将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域において事業を行うこと

※ 継続した安定的な事業の運営を確保するため、事業者としての指定を受ける際には、指定事業者としての義務(サービス提供拒否の禁止、会計の区分、サービス提供や会計に関する諸記録の整備等)を適切に履行すると認められることが必要。

【期間】

- ◎ 平成24年3月31日まで

居宅介護における通院介助の対象範囲の拡大について

【現行(通院介助)】

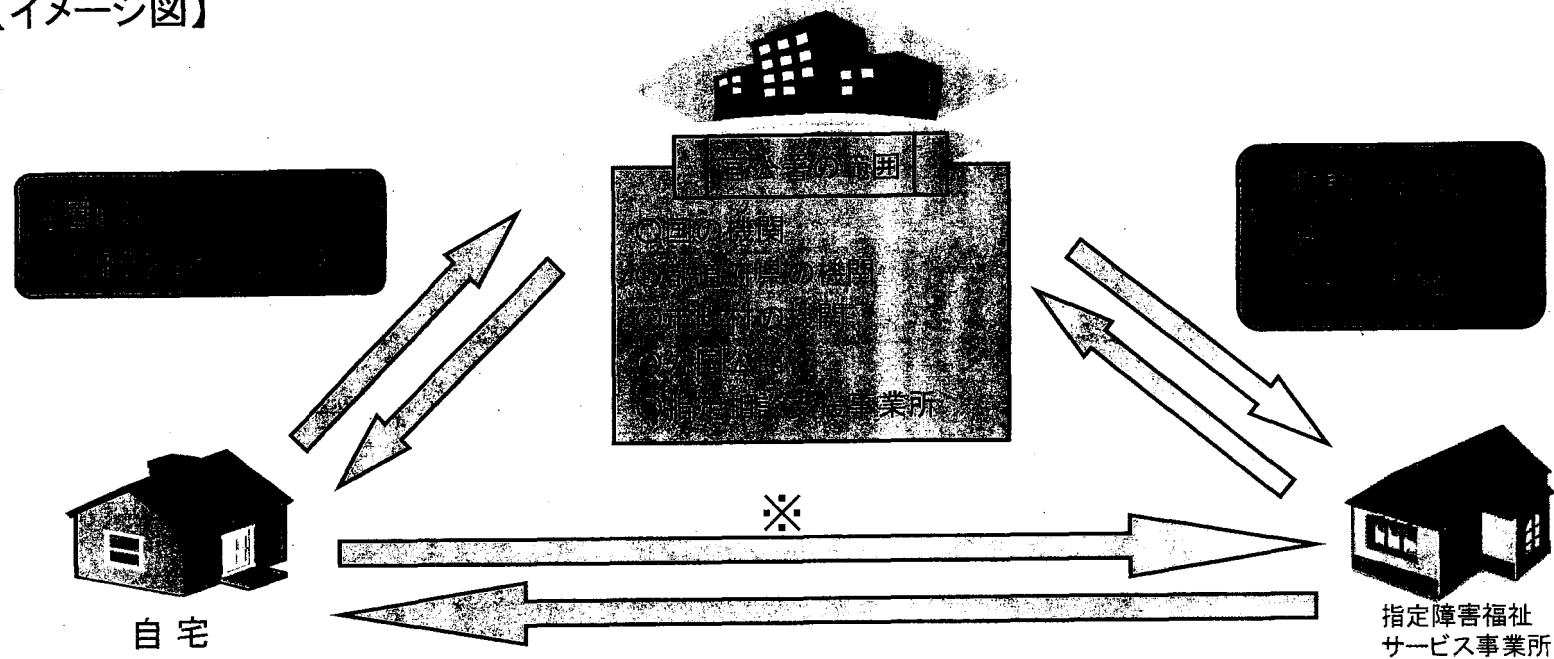
居宅介護利用者が病院等へ通院する場合の介助のみ対象。

【対象範囲の拡大(通院等介助)】

病院等へ通院する場合に加え、居宅介護利用者が、公的手続又は相談のために官公署を訪れる場合を対象として追加。

〔相談のために指定相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含む。〕

【イメージ図】

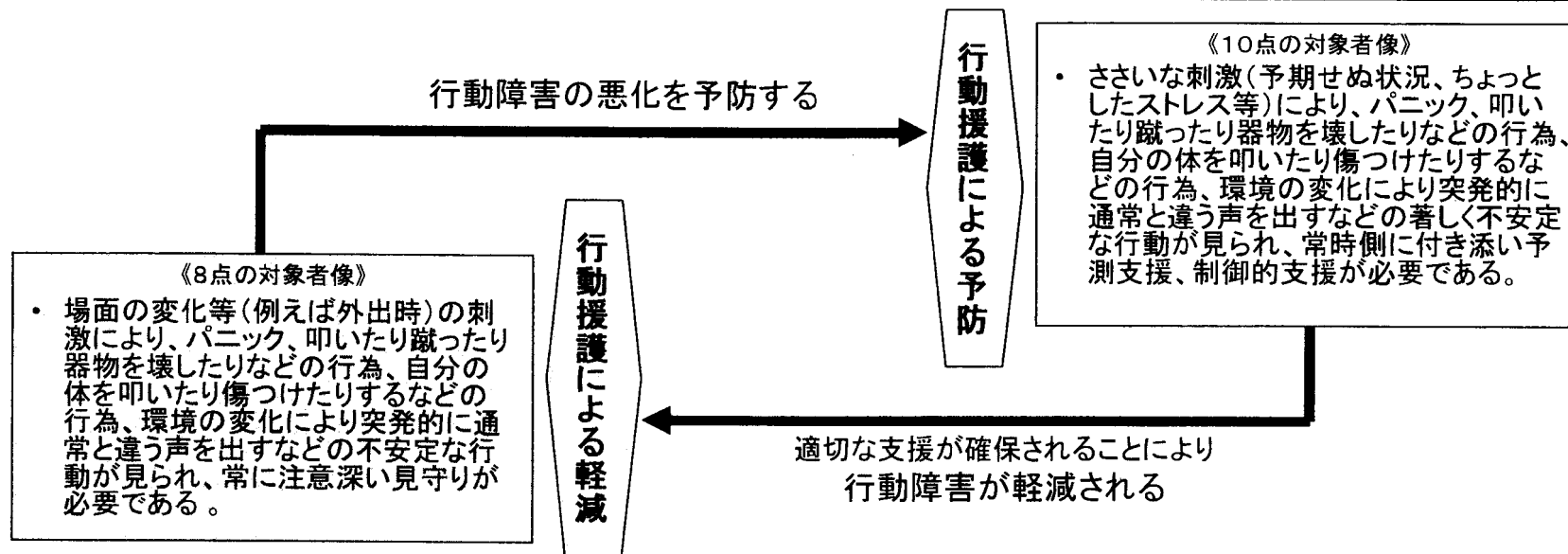


※ 相談の結果、見学のために指定障害福祉サービス事業所を紹介されたが、当日は当該事業所が閉所している等の理由により、翌日以降、当該事業所に見学に行く場合。なお、支給決定を受けて当該事業所によるサービスを利用する場合は除かれる。

行動援護の支援対象者の見直し(予防的措置)

目的: 行動援護制度創設時には、強度行動障害のある者への支援をイメージし、支援対象者を認定調査項目の積み上げ点数10点以上としていたところであるが、行動援護の支援により10点以下となり支援を受けられなくなる者及び強度行動障害手前の者で行動援護の支援があることによって2次障害(強度行動障害)を防止することが可能な者も行動援護の支援対象者とし、強度行動障害とならないための予防的措置の実施を目的とする。

内容: 認定調査項目の点数を10点以上から8点以上に引き下げる。



《期待される効果》

- 適切な支援を受けることによって、行動障害を起こさない予防効果がある
- 10点の者が適切な支援により行動障害が軽減され、10点未満になった場合も継続して支援が可能となり、予防効果が確認できる
- 重い障害がある人の地域での安定した暮らしを支えることが出来る

小規模事業加算・小規模事業夜間支援体制加算の見直しについて

- グループホーム・ケアホームに係る小規模事業加算及び小規模事業夜間支援体制加算の報酬等について、平成19年度と同様の取り扱いとなるよう、見直しを行う。

小規模事業加算

報酬関係

- 小規模事業加算の平成20年4月1日からの単価について、平成19年度と同単価に見直す。
・平成20年4月1日からの新単価 4人定員－37単位/日、5人定員－14単位/日

対象範囲

- 複数の共同生活住居の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲にある場合についても個々の共同生活住居ごとの入居定員により、算定することができるよう見直す。



定員: 4人

(移動距離10分以内)



定員: 4人

個々の共同生活住居ごとに専任の世話人が配置されている場合は、上記のようなケースであっても、それぞれの共同生活住居ごとに加算を算定することができる。

小規模事業夜間支援体制加算

報酬関係

- 小規模事業夜間支援体制加算の平成20年4月1日からの単価について、平成19年度と同単価に見直す。

【平成20年4月1日からの新単価】

	4人	5人	6人	7人	8人	9人
区分5・6	127単位/日	98単位/日	73単位/日	57単位/日	42単位/日	32単位/日
区分4	65単位/日	46単位/日	33単位/日	19単位/日	12単位/日	5単位/日
区分2・3	26単位/日	22単位/日	18単位/日	11単位/日	8単位/日	3単位/日

新体系事業の報酬体系について（案）

（平成20年4月以降）

I 訪問系サービス

1 居宅介護等の報酬基準	2
2 居宅介護等の国庫負担基準	6
3 短期入所の報酬基準	13

II 日中活動系サービス

1 生活介護	14
2 療養介護	15
3 自立訓練	16
4 就労移行支援	18
5 就労継続支援	19
6 児童デイサービス	21
7 各サービスに共通する事項	23

III 居住系サービス

1 施設入所支援	24
2 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）	27
3 各サービスに共通する事項	32

IV 相談支援（サービス利用計画作成費）

1 支給対象者	33
2 報酬基準	33
3 国庫負担基準	34

I 訪問系サービス

1. 居宅介護等の報酬基準

短時間の集中的な提供（身体介護、家事援助）と長時間の滞在による提供（重度訪問介護、重度障害者等包括支援）といったサービス内容の実態に適した報酬基準とするとともに、特に重度の障害者の方々について配慮する。

〔身体介護、家事援助〕

- 短時間に集中的にサービス提供を行うことが期待される身体介護と家事援助については、30分単位の単価設定とするとともに、身体介護、家事援助それぞれについて1.5時間を基本とする報酬を設定する。
 - ・身体介護
 - ⇒ 1.5時間で580単位。なお、排泄に時間を要する者等への対応のため、30分当たり75単位とする（3時間まで）
 - ・家事援助
 - ⇒ 1.5時間で225単位。
- なお、市町村が特にやむを得ない事情があると判断した場合には、報酬基準時間（身体介護で3時間、家事援助で1.5時間）を超える部分につき、30分当たり70単位増とする。
- 従事者の資格要件については、短時間に集中して支援を行うという業務内容を踏まえて、1級又は2級ヘルパーを基本とする。なお、3級その他の者（支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者）がサービス提供を行った場合には、身体介護で30%、家事援助で10%の減算を行う。

〔行動援護〕

- 30分単位の単価設定とし、1.5時間で580単位、以降30分当たり148単位とする（5時間まで）。
- 従事者については、行動援護従業者養成研修の制度化を図った上で、経過的措置として、以下の者についても同研修の受講を要件として、従事することを可能とする。ただし、このサービス提供者がサービス提供を行った場合には、30%の減算を行う。
 - ・ サービス提供責任者：知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務の従事期間3年以上
 - ・ サービス提供者：知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務の従事期間1年以上

〔重度訪問介護〕

- 長時間滞在型の重度訪問介護については、1日につき3時間超の支給決定を基本とする一方で、30分単位で一律に報酬額が上昇していく仕組みを改め、ホームヘルパーの1日当たり費用を勘案して8時間を区切りとする単価設定とする。その際、区分6(要介護5程度)の者については7.5%、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者については15%の加算措置を講じる。

	3～4時間	8時間
日常生活支援	642単位*	1,390単位
著しく重度の者 (+15%)	736単位 (+14.6%)	1,426単位 (+2.6%)
区分6の対象者 (+7.5%)	688単位 (+7.2%)	1,333単位 (△4.1%)
その他	640単位 (△0.3%)	1,240単位 (△10.8%)

* 3.5時間と4時間の平均単価

- 8時間超は、管理コストが逡減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定する。

- 移動中の介護を実施した場合については、移動介護の実施時間数に応じて、下記の加算を行う。

1時間以下の移動	100単位
2時間以下の移動	150単位
3時間以下の移動	200単位
3時間を超える移動	250単位

- 従事者の資格要件については、利用者とのコミュニケーションなどの重要性を踏まえて、日常生活支援の資格要件（座学を含め20時間）について、現場実習を中心とする内容に改めるとともに、広く従事者を確保する観点から研修時間数を10時間とする。

⇒ ただし、加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。

〔重度障害者等包括支援〕

- 下記の要件を満たす事業者が、個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービスを包括的に提供した場合に、算定を認めることとする。
 - ・ 重度訪問介護等何らかの障害福祉サービスに係る指定事業者であり、かつ、24時間、利用者からの連絡に対応できる体制となっていること
 - ・ 相談支援専門員の資格を有するサービス提供責任者を配置していること
 - ・ 週単位で個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること

- 報酬単価は、生活介護(日中活動)と重度訪問介護において、重度障害者等包括支援対象者に適用される単価を勘案し、4時間700単位とする。
 - ※ ケアホームやショートステイを利用する場合は、それぞれの最重度者に適用される単価を適用する

- 長時間利用の場合は、管理コストが逡減することを踏まえ、1日12時間を超える分からは報酬単価の97.5%相当額を算定する。
 - ※ 居宅介護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、日中時間以外に支援を行った場合には、午後10時から午前6時まで50%の深夜加算を行うとともに、午後6時から午後10時まで及び午前6時から午前8時まで25%の夜間・早朝加算を行う。

2. 居宅介護等の国庫負担基準

サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、現在の市町村の支給実績、支援費制度の国庫補助基準額を勘案し、全国の9割程度の市町村の支給実績（月9.5万円）をカバーできるよう、設定する。

新たに制度化された重度障害者等包括支援の基準額については、現在の支援費制度における国庫補助水準の最高額（月約22万円）を超える水準とし、著しく重度の障害者に対する支給実績、施設入所等の報酬水準を勘案して設定する。

- 国庫負担基準は、サービスの種類に応じ、障害程度区分ごとに設定することとし、各市町村に対し、各国庫負担基準額に障害程度区分ごとのサービス利用者数を乗じて得た額を上限として、国庫負担を行う。
- 新制度移行に伴う経過措置等として、下記の措置を講じる。
 - ① 制度施行時点において、国庫負担基準を超える給付水準の市町村については、従前の補助実績に基づき、国庫負担を行う。
 - ② 平成20年度までの3年間は、すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。
 - ③ 都道府県地域生活支援事業により、重度の障害者の割合が著しく高いために国庫負担基準を超過する小規模自治体等を対象に、一定の財政支援を行うことを可能とする。
- 国庫負担基準額は、報酬基準と整合を図り、単位制とする。1単位10円を基本とし支援費と同じく、級地区分を設ける。

<国庫負担基準額>

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
2,290単位	2,910単位	4,310単位	8,110単位	12,940単位	18,680単位	7,280単位

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
10,780単位	14,580単位	19,410単位	25,150単位	13,750単位

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
19,020単位	23,850単位	29,590単位

(4) 重度障害者等包括支援対象者

45,500単位

※ 重度障害者等包括支援を利用しない者であっても、その対象者の要件に該当する者については、指定相談支援事業者によるケアマネジメントを利用し、重度訪問介護等の障害福祉サービスを利用する場合には、その利用した障害福祉サービス全体に係る国庫負担基準として、重度障害者等包括支援の国庫負担基準額から指定相談支援に係る報酬額に相当する額を控除した額を適用する。

【参考】

支援費制度の国庫補助基準額

一般	移動介護利用者	全身性障害者
69,370円	107,620円	216,940円

<在宅で生活する者のうち、他制度・他のサービスを利用する場合>

- 介護保険対象者、日中活動系サービス利用者については、それぞれ下記の基準額とする。
- なお、介護保険対象者、日中活動系サービス利用者のいずれにも該当する者については、下記の①・②のいずれか低い方の基準額を適用する。

① 介護保険対象者の国庫負担基準額

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 行動援護対象者

区分3～区分6	6,470単位
---------	---------

(2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	10,910単位
---------	----------

(3) 重度障害者等包括支援対象者

26,820単位

② 日中活動系サービス利用者の国庫負担基準額

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分6
16,440単位

※ 区分1～区分5及び障害児については、前頁の(1)居宅介護対象者欄の単位と同じ

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6
8,290単位	10,700単位	13,680単位	16,440単位

※ 障害児については、前頁の(1)行動援護対象者欄の単位と同じ

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
10,700単位	13,680単位	16,440単位

<共同生活介護（ケアホーム）入居の場合>

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。
- なお、介護保険対象者、日中活動系サービス利用者についても同額とする。

(1) 行動援護対象者

区分3～区分6	1,760単位
---------	---------

(2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

＜共同生活介護（ケアホーム）入居者の経過的給付（※）の場合＞

※ 平成21年3月まで適用

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。
- なお、日中活動系サービス利用者についても同額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
1,180単位	3,100単位	3,920単位	5,530単位	8,290単位

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6
4,860単位	5,680単位	7,290単位	10,050単位

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
6,890単位	8,500単位	11,260単位

- また、介護保険対象者については、それぞれ下記の基準額とする。
- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 行動援護対象者

区分3～区分6	1,760単位
---------	---------

(2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

＜共同生活介護（ケアホーム）入居者が個人単位で居宅介護等を利用した場合
（※）＞

※ 平成21年3月まで適用

○ 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者（行動援護利用者の心身の状態にある者）

区分4	区分5	区分6
4,500単位	6,110単位	8,870単位

(2) 居宅介護対象者（重度訪問介護利用者の心身の状態にある者）

区分4	区分5	区分6
5,710単位	7,320単位	10,080単位

(3) 居宅介護対象者（(1)(2)以外の区分4以上の者）（平成20年4月から適用）

区分4	区分5	区分6
2,740単位	4,350単位	7,110単位

(4) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
5,710単位	7,320単位	10,080単位

○ また、介護保険対象者については、それぞれ下記の基準額とする。

○ 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

＜共同生活介護（ケアホーム）又は共同生活援助（グループホーム）入居者が
通院介助を利用した場合（※）＞

※ 平成21年3月まで適用

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分1～区分6	1,760単位
---------	---------